# 生 徒 心 得

## 1. 服装・身だしなみについて

(1) 本校生徒としてふさわしい清潔な服装・髪型を心がけること。

(2) 入学式・卒業式・始業式・終業式・修了式および学校が指定する日は標準服を着用のこと。(5～10月はブレザーなしの略装可。)

## 2. 登下校について

(1) 自転車、バイク、自動車による登下校は禁止する。

(2) 登校後は、授業終了時まで許可なく学校外に出てはならない。

(3) 7時半前には許可なく登校できない。

(4) 17時の下校時刻を延長して活動したい場合には、教員の許可を得て「下校延長届」を所定の時間までに提出することにより、18時まで活動を延長することができる。

ただし以下の日は延長を認めない。

定期考査の一週間前から、定期考査期間中(最終日を除く)

始業式　終業式　修了式　生徒集会日　土曜学習日　長期休業期間

## 3. 欠席・欠課・遅刻・早退・忌引・出席停止について

(1) 遅刻・欠席する場合は、学校に連絡する。



(2) 早退・欠課する場合は、ホームルーム担任と教科担任に連絡し許可を得る。

(3) 欠席・欠課・遅刻・早退・忌引に関する諸届けは、保護者よりホームルーム担任へ届け出る。届出は、生徒手帳の諸届け欄を活用する。

＊忌引の日数（連続した期間で、途中に入る休日や祭日も含む）

1親等（父母）・・・・・・・・・7日以内

2親等（祖父母・兄弟姉妹）・・3日以内

3・4親等・・・・・・・・・・・1日以内

＊父、母、兄弟姉妹、祖父、祖母の追悼のための特別な行事を行う場合（死亡後15年以内）・・・1日以内

ただし、遠距離の場合は、移動に要する日を加算することができる。

(4) 公欠に関する届けは、所定の様式に記入し、ホームルーム担任と教科担任に前日までに提出する。

(5) 学校行事に参加できない場合は、ホームルーム担任の指示に従う。

(6) 出席停止となる感染症

①インフルエンザ等の感染症（表5）と診断された場合は、登校してはならない。速やかに学校（担任）へ連絡し、自宅療養する。

②登校を再開する場合は、医師の許可が必要である。登校時に医師の作成した「出席停

止証明書」を持参し、担任へ提出する。
※「出席停止証明書」は本校ホームページから用紙をダウンロードして使用する。ダウンロードが困難な場合は、生徒手帳の末尾の様式を使用してもよい。



表５　学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準
（学校保健安全法施行規則第18条）

| 分類 | 病気の種類 | 出席停止の期間 |
|---|---|---|
| 第一種 | エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ<br>※重症急性呼吸器症候群は病原体がＳＡＲＳコロナウイルスであるものに限る。<br>※中東呼吸器症候群は病原体がＭＥＲＳコロナウイルスであるものに限る。<br>※特定鳥インフルエンザの病原体の血清亜型は現時点でＨ５Ｎ１及びＨ７Ｎ９。 | 治癒するまで |
| 第二種 | インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。） | 発症した後５日を経過し、かつ、解熱後２日を経過するまで |
| | 百日咳 | 特有の咳が消失するまで、又は５日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで |
| | 麻疹（はしか） | 解熱後３日を経過するまで |
| | 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後５日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで |

| | | |
|---|---|---|
| 第二種 | 風疹 | 発疹が消失するまで |
| | 水痘（みずぼうそう） | すべての発疹が痂皮化するまで |
| | 咽頭結膜熱（プール熱） | 主要症状が消退した後2日を経過するまで |
| | 結核 | 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで |
| | 髄膜炎菌性髄膜炎 | 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで |
| 第三種 | コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症 | 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで |
| | （条件によっては出席停止の措置が考えられる疾患） | |
| | 溶連菌感染症、ウィルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎など | 全身状態が悪いなど、医師の判断で出席停止を要する場合など |



## 4．校内施設備品の使用手続きについて

(1) 教室または学校の施設備品を使用する時は、借用書を作成し、施設管理者または担当教職員の許可を得る。使用規定に従って使用し、使用後は必ず整理整頓して返却する。

(2) 学校の施設備品等の破損、紛失の際は、直ちに担当教職員に届け出て指示を受ける。(状況によっては実費を徴収することもある。)

(3) 校外から物品を借用する場合は、あらかじめ担当教職員に申し出て学校の許可を受ける。また、返却する時は、担当教職員の確認を受ける。

## 5．掲示・印刷物について

(1) 学校掲示板は、常に注意して見るように心がける。

(2) ポスター・掲示物は、責任者（科・学年・氏名）・期限を明記し、生徒会の承認印を得たものに限り掲示することができる。

(3) 学校行事（文化祭・科の行事等）の場合を除いて、原則として掲示場所は学校が指定した場所に限る。また、期限の過ぎた掲示物は、掲示責任者が速やかに取り去る。

(4) 印刷物を配布する場合は担当教員の許可を受ける。前日の昼休みまでに責任者（科・学年・氏名）を明記し１部を中央委員会に提出し承認を受ける。

6．募金・集会について

学校内で募金・集会等を行う時は、責任者（科・学年・氏名）・日時・場所・目的・形式および顧問（あるいは関係の教職員）を所定の用紙に明記して生徒部に届け出て許可を受ける。用紙は生徒部が保管する。

7．休日・休業中の活動について

(1) 休日には無断で学校施設を使用してはならない。

(2) 休日にホームルーム・部活動等で活動する場合は、担当の教職員に責任者としての出校・管理を依頼し、前日の昼休み（13時15分）までに休日活動届を提出する。

(3) 夏季・冬季・春季の休業中（土曜・日曜・祝日および12月29日～1月3日を除く）は、日直の許可を得て、決められた場所で活動することができる。

8．土曜学習日について

(1) 専攻科目の学習を目的とし、土曜学習日を設ける。

(2) 土曜学習日に登校する場合は、前日までに各学科に届け出る。

(3) 登校は9時からとし、16時までに下校する。当日は登校者名簿に登校時間、下校時間を記入し、指導教職員の指示に従う。

9．校外生活について



(1) 高校生としてふさわしくない遊技場や飲食店には出入りをしない。

(2) アルバイトは原則として認めない。やむを得ない事情がある場合はホームルーム担任に相談する。

(3) 校外で事故や事件などにあった場合は、必ず学校に連絡する。

10．部・同好会活動について

(1) 部活動時間は、2(5)と同じである。時間を厳守する。

(2) 原則として定期考査1週間前、および定期考査中は活動できない。

(3) 部・同好会の所属は、3団体以内とする。